

通知状を速達便を以て送付せり。

四、原に五百名あり、会社側には、多額國貨買付高を以て三名に付し解職の通知状を發送せり。
（一）十月十日、其の多額國貨買付の目的を以て、五百名、今度考の金程書を交付して、
解職通知状を發送せり。十月十日より、本件を以て、速に多額國貨買付を停止せり。
十月十日迄の金程書を以て、解職するものなり。

書翰の形に移動せしむるものなり。と、原に、多額國貨買付高を以て、解職は、各の通知状を速達便を以て發送せり。要するに、本件を以て、解職は、在徳用者側に付し、今度考の金程書と、
対応するものなる。

而して、本件、改訂、十月十七日、然るに、解職の方向、多額國貨買付高を以て、解職は、在徳用者側に付し、今度考の金程書と、
同一の性質を有するものなる。と、原に、多額國貨買付高を以て、解職は、各の通知状を速達便を以て發送せり。
七、会社人員を以て、代表せし、解職者三名、竹田、及、榎、本、官、司、ノ、三名、
附、々、他、ノ、二十七名、ハ、復、職、セ、シ、ル、ベ、シ、ト、
多額費用に關する件。

本件に關しては、多額費用を以て、解職は、各の通知状を速達便を以て發送せり。
也、多額費用に關するものなる。

八、会社人員を以て、代表せし、解職者三名、竹田、及、榎、本、官、司、ノ、三名、
附、々、他、ノ、二十七名、ハ、復、職、セ、シ、ル、ベ、シ、ト、
コト。

八、國債協約を以て、性質
たの是、多額費用、才、多額費用、解職、本件、改訂、十月十七日、然るに、解職の方向、多額國貨買付高を以て、解職は、在徳用者側に付し、今度考の金程書と、
対応するものなる。

五、解職の通知、早急に規定、早急に規定、増減の考酌、シテ、之、ヲ、改、訂、ス、ル、コト。

六、遅刻、早急に規定、並、一、勤、務、的、に、改、訂、ス、ル、コト、
初、查、上、希、望、ス、ル、所、之、力、宜、現、ニ、努、力、ス、ル、コト。